

調布市環境基本計画及び調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定支援業務委託事業者候補選定プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

調布市環境基本計画及び調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定支援業務委託

(2) 業務の目的

調布市では、現行の調布市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）の計画期間（平成28年度から37年度まで）が、平成32年度に前期5年分が終了する。また、調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「区域施策編」という。）の計画期間が、平成32年度に終了する。

このことから、平成31年度は環境基本計画及び区域施策編の平成30年度までの取組状況等の分析・評価を行うとともに、アンケート、ワークショップの実施、中間見直しのための中間報告会を市民と協働で実施し、平成32年度は環境基本計画や区域施策編の改定を行うこととする。

なお、平成32年度に改定する環境基本計画には、区域施策編を組み込む予定である。

(3) 業務内容

上記「1(2)」の目的を達成するため、受託事業者は、次の各項目に掲げる業務を実施するものとする。

なお、現行の環境基本計画の進捗状況等を毎年まとめた環境年次報告書は、市から提供する。また、平成31年度に発行する平成30年度分の環境年次報告書は、平成31年9月を目途に発行する予定である。

ア 現行環境基本計画及び現行区域施策編の分析・評価（平成31年度業務）

現行環境基本計画及び現行区域施策編の推進状況等について点検し、分析・評価を行うこと。

イ 基礎調査（平成31年度業務）

次の基礎調査を実施し，改定環境基本計画に反映していくための整理を行い，報告書として取りまとめる。

(ア) 世界・国・東京都の環境をとりまく状況

(イ) 調布市の特性・現状

(ウ) 世界規模での環境に関する取組や，国・東京都・近隣市区・類似条件をもった自治体の環境施策

(エ) 調布市の上位・関連計画における環境に係る施策

(オ) 温室効果ガスの排出量の把握，将来推計

ウ アンケート調査（平成31年度業務）

環境行政に対する市民意見の把握のため，市のイベントを活用したアンケート調査を3回程度行うことを想定している。運営支援の範囲は，アンケート調査票の作成（印刷は不要），収集したアンケートの集計，分析・評価とする。

エ 無作為抽出による市民アンケート調査（平成31年度業務）

環境行政に対する市民意見の把握を行うため，無作為抽出による市民3,000人分の郵送アンケート調査を行うことを想定している。運営支援の範囲は，アンケート調査票の作成，印刷，郵送，督促，回収及び分析・評価とする。

オ 会議等運営支援（平成31・32年度業務）

現行環境基本計画の改定に当たり，下記の会議における運営支援を行う。支援の範囲は，平成31年度は会議資料作成のみを想定している。平成32年度は資料作成，会議当日の運営補助（質疑応答含む。），議事要旨の作成，実施結果の整理等を想定している。

(ア) 調布市環境保全審議会（平成31・32年度 各年度5月，8月，2月に開催予定）

(イ) 調布市環境調整協議会（平成31・32年度 各年度5月，3月に開催予定）

(ウ) 調布市環境調整協議会の部会（平成31年度 5月，3月に開催予定，平成32年度 5月，10月，3月に開催予定）

カ 中間報告会等の運営支援（平成31年度業務）

現行環境基本計画の中間報告会の運営支援を行う。支援の範囲は、中間報告会実施のための企画、資料作成、当日の司会、意見の収集、分析・評価、ワークショップ開催のための講師・ファシリテーター等の配置を想定している。

また、現行環境基本計画の策定に当たっては、ちょうふ環境市民会議と協働で行っており、現行環境基本計画の中間報告会についても市民と協働で行うこととしている。このことから、ちょうふ環境市民会議との意見交換会（3回程度を想定）の運営支援を行う。支援の範囲は、会議等資料作成、議事要旨作成、意見交換会における助言を想定している。

キ 調布市環境基本計画及び調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定委員会（以下「改定委員会」という。）の委員選考（平成31年度業務）

平成32年度に立ち上げる改定委員会の学識経験者の委員選考を行う。

ク 改定環境基本計画の作成支援（平成32年度業務）

平成31年度に実施した調査や分析等を踏まえ、次の項目について検討を行うこと。

なお、計画に用いる表記等は、原則として「調布市公文例規程（昭和50年調布市訓令第11号）」によるものとし、詳細は、市と事業者候補で協議のうえ定めるものとする。

(ア) 基本的事項の整理

(イ) 目標・方針

(ウ) 施策

(エ) 推進体制、進行管理手法

ケ 改定委員会の運営支援（平成32年度業務）

改定委員会の運営支援を行う。支援の範囲は、資料作成、当日の議事要旨の作成、実施結果の整理、改定環境基本計画（案）への反映等を想定している。改定委員会は5回程度の開催を想定している。

コ ワークショップ等の運営支援（平成32年度業務）

中間報告会で出された意見等を基に計画改定に向けたワークショップやオープンハウスを行うことを想定している。支援

の範囲は、資料作成、意見収集、意見の分析・評価を想定している。

サ パブリック・コメント運営支援（平成32年度）

パブリック・コメントの実施に当たり、次の支援を行う。

(ア) パブリック・コメントに必要な資料の作成及びパブリック・コメントで収集した意見に対する回答（案）の作成、提出された意見の整理及び改定環境基本計画への反映を想定している。

(イ) パブリック・コメントの一環として実施期間中に開催する改定環境基本計画（案）説明会の運営支援を行う。支援の範囲は、資料作成・会議当日の運営補助・議事要旨の作成を想定している。説明会は1回実施することを想定している。

シ 計画書作成

改定環境基本計画の冊子を作成する際には、表紙等のデザインを整えた原稿を作成し、冊子の印刷を行うこと。

ス 成果品

業務に係る成果品は次のとおりとする。なお、全ての成果品の著作権は、市に帰属するものとする。

(ア) 平成31、32年度

業務委託報告書2部、電子データ一式、その他協議のうえ必要と認められる資料一式

(イ) 平成32年度

- ・ 改定環境基本計画（A4、180ページ程度、無線綴じ製本、300部、表紙フルカラー、本文1色刷り、イラスト等を入れて、誰もが読みやすいユニバーサルデザインに配慮した工夫をするとともに、音声コードを添付すること。）
- ・ 改定環境基本計画概要版（A4、フルカラー、16ページ程度、中綴じ製本、300部、イラスト等を入れて、誰もが読みやすいユニバーサルデザインに配慮した工夫をするとともに、音声コードを添付すること。）

(4) 委託期間

平成31年5月頃から平成33(2021)年3月31日までの2か年度(それぞれ単年度契約)を予定しているが、これはあくまで契約後の業務履行状況に応じたものであり、本事業者選定は、それを約するものではない。

2 予算

(1) 平成31(2019)年度

上限額 6,650千円(10%税込)

(2) 平成32(2020)年度

本業務委託の2年目である平成32(2020)年度予算については、10,000千円程度の予算額の予定(平成32(2020)年調布市議会第1回定例会の予算案の議決をもって決定する。)

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

参加申込時において、次の各号に掲げる条件を満たしていること。

(1) 次に掲げる全ての営業種目において、調布市での競争入札参加資格を有していること

ア 都市計画・交通関係調査業務

イ 土木・水系関係調査業務

ウ 市場・補償鑑定関係調査業務

エ 環境アセスメント関係調査業務

(2) 調布市指名停止等措置要綱(平成18年調布市要綱第220号)による指名停止を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱(平成25年調布市要綱第8号)に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。

- (5) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (6) 相互に資本関係、人的関係にある者が、本プロポーザルに参加していないこと。
- (7) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）又は同協会が指定した機関において「プライバシーマーク」（JIS Q 15001）の付与認定を受けていること。
- (8) 応募事業者が、次のいずれかの実績を有していること。
 - ア 過去5年以内（平成26年度以降）に、都内市区町村における環境基本計画の策定又は改定に関する業務
 - イ 過去5年以内（平成26年度以降）に、都内市区町村における地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定又は改定に関する業務
 - ウ 過去5年以内（平成26年度以降）に、都内市区町村における緑の基本計画の策定又は改定に関する業務
- (9) 統括責任者及び主担当技術者が、次のいずれかの資格を有していること。
 - ア 技術士（総合技術監理部門）
 - イ 技術士（環境部門）
 - ウ 技術士（建設部門：建設環境）
 - エ 技術士（建設部門：都市及び地方計画）

5 募集内容

(1) 募集方法

市ホームページ等を通じて募集する。調布市環境基本計画及び調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定支援業務委託事業者候補選定プロポーザル要領（以下「本要領という。」）及び各様式については、平成31年3月25日（月）から平成31年4月16日（火）正午まで、環境部環境政策課（市役所8階）で配布（窓口配布時間は、「11 問い合わせ先」に記載）するほか、市ホームページに掲載する。

(2) 参加申込み及び企画提案書提出

ア 参加申込み及び企画提案書提出方法

本プロポーザルに応募する事業者は、平成31年4月1日（月）から平成31年4月16日（火）正午までに、環境部環境政策課に電話連絡し、次の提出書類をそれぞれ必要部数用意し、環境部環境政策課（市役所8階）へ持参により提出しなければならない。受付時間は、「11 問い合わせ先」に記載のとおりとする。

イ 企画提案書作成に当たっての留意点

- (ア) 提出する11部のうち7部は、事業者名、代表者名、所在地等がわからないようにすること。
- (イ) A4判縦型、左綴じ20ページ以内（ページ番号を入れること。ただし、表紙・裏表紙・目次を除く。）で作成すること。両面印刷は可能とする。A3判用紙を折り込む場合は、1枚につきA4判2ページ相当とみなす。なお、文字サイズについては11ポイント以上、字体は原則としてMS明朝又はMSゴシックとすること（強調などで他フォントの使用可）。なお、図表内の文字等の大きさは、11ポイント相当以下でも可とするが、客観的に見やすくなるように努めること。
- (ウ) 本要領に基づき作成し、「1(3)業務内容」の具体的な、業務実施方針、業務実施手法等を盛り込むこと。
- (エ) 要点を押さえ、わかりやすい記述に努めること。
- (オ) 以下については、特に具体的に記述すること。
 - a 現行環境基本計画及び現行区域施策編の分析・評価
 - b 基礎調査
 - c アンケート調査（イベント、無作為抽出）
 - d 中間報告会等
 - e 会議等運営支援
 - f 業務工程

	提出書類	部数	備考
(ア)	調布市環境基本計画及び調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)改定支援業務委託事業者候補選定プロポーザル参加申込み及び企画提案書提出書	1 部	第 1 号様式を使用すること。
(イ)	事業者概要	1 1 部	事業者及び代表者名, 所在地, 資本金, 事業内容等がわかる書類
(ウ)	プライバシーマーク資格証の写し	1 1 部	
(エ)	業務実績調書	1 1 部	第 2 号様式を使用すること。実績ごとに, その業務の契約書の写しを添付すること。
(オ)	企画提案書概要書	1 1 部	第 3 号様式を使用すること。
(カ)	企画提案書	1 1 部	「要領 5 (2)イ企画提案書作成に当たっての留意点」を参照のうえ作成すること。
(キ)	業務実施(人員)体制調書	1 1 部	第 4 号様式を使用すること。「要領 4 (9)」の資格を有している場合は資格証の写しを添付すること。
(ク)	業務工程表	1 1 部	A 4 判両面又は A 3 判片面折込み
(ケ)	平成 3 1 (2 0 1 9) 年度及び平成 3 2 (2 0 2 0) 年度の見積書	1 1 部	A 4 判(内訳のわかるもの)。「要領 1 (3)業務内容」及び「10(4)失格要件」を参照のうえ作成すること。

※ (イ)～(ケ)の提出資料は、セットされたものを用意すること。
1 1部のうち7部については、事業者名、代表者名、所在地等がわからないよう（無記名）にし、4部は記入したものとすること。

ウ 質疑応答

参加申込み及び企画提案書の提出に当たり、質疑のある事業者は、「調布市環境基本計画及び調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定支援業務委託事業者候補選定プロポーザル質問書（第5号様式）」を、電子メールにて環境部環境政策課へ、平成31年3月25日（月）から平成31年4月9日（火）正午までに提出すること。質疑に対する回答は、質問事業者に電子メールにより、平成31年4月10日（水）までに回答する。なお、本業務の応募に必要と判断される質問のみ受け付けるものとする。

6 審査概要

本要領に基づき企画提案書を提出し、参加資格を満たした事業者（以下「事業者」という。）について、企画提案書の書類審査（以下「一次審査」という。）及びプレゼンテーション審査（以下「二次審査」という。）により総合的に判断し、事業者候補を選定するものとする。

なお、一次審査は、事業者数が5事業者以上の場合のみ実施する。

(1) 審査委員会

「調布市環境基本計画及び調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定支援業務委託事業者候補審査委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、一次審査及び二次審査を行う。委員会には、会長及び副会長を置く。

(2) 委員会構成

構成人数は、5人とする。

- ア 調布市環境保全審議会が推薦する市民 1人
- イ ちょうふ環境市民会議が推薦する市民 1人
- ウ 環境部次長 1人
- エ 環境部環境政策課長 1人
- オ 環境部緑と公園課長 1人

(3) 審査方法

ア 一次審査

5事業者以上の場合には、委員会において書類審査を実施し、4事業者以下に選定する。なお、審査の対象となる事業者が4事業者以下の場合には、一次審査は実施しない。

審査結果については、審査の翌日に電子メールで各事業者へ通知する。併せて同日付けで書面にて発送する。

イ 二次審査

一次審査で選定された上位4事業者（参加資格を満たすと判断された事業者が5事業者未満であった場合は、参加資格を満たす全事業者）に対して、委員会においてプレゼンテーション審査を実施する。プレゼンテーションに当たっては、業務実施（人員）体制調書に記載した統括責任者及び主担当技術者が出席し、本業務の主担当者となる者が行うこと。

なお、プレゼンテーションは、1事業者当たり20分間程度を予定している。また、市に提出した企画提案書概要書及び企画提案書を基にプレゼンテーションを行うものとするが、スクリーン、プロジェクター、ノートパソコンを使用したい場合には、4月22日（月）の正午までに、環境部環境政策課に電話にて申込みを行うこと。また、当日使用するデータは、4月24（水）の午前9時までに環境部環境政策課に電話連絡のうえ、メールを送信すること。ただし、当日の資料配付は不可とする。

なお、一次審査で選定された事業者が二次審査の参加を辞退した場合、一次審査を通過しなかった下位の事業者の繰り上げは行わないものとする。

ウ 評価

(ア) 委員会の委員（以下「委員」という。）は、事業者から提出された企画提案書等提出書類及び事業者からのプレゼンテーションを受け、企画提案内容を総合的に評価する。

(イ) 事業者の評価は、加点方式により行う。

エ 選定

- (ア) 各委員は、各評価基準に基づき採点した得点を合計して評価得点を算出し、この評価得点の高いものから事業者の順位を定めるものとする。
- (イ) (ア)により、複数の事業者において評価得点が高点のときは、各委員は総合的な評価により、当該事業者の順位を定めるものとする。
- (ウ) 一次審査においては、各委員の評価得点を合計した点数により事業者の順位を決定する。なお、複数の事業者において、評価得点を合計した点数が高点の場合は、(ア)及び(イ)により、各委員が定めた順位を参考に委員会で審議し、当該事業者の順位を定めるものとする。
- (エ) 二次審査においては、(ア)及び(イ)により、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を委託事業者候補として選定する。なお、複数の事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とする。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とする。この場合において、複数の事業者の評価得点の合計が高点の場合は、委員会で審議し、当該事業者の順位を定めるものとする。複数の事業者から応募があった場合は、第2位の順位以下についても順位を定めるものとする。
- (オ) 委託事業者候補の選定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとする。

オ 最低基準

委託事業者候補の選定に当たっては、評価得点に最低基準を設け、事業者の評価得点が、その基準に満たないときは、当該事業者を委託事業者候補として選定しない。

カ 審査結果の報告

委員会は審査結果を市長に報告する。

キ 委託事業者候補の決定

市長は、前項目の報告に基づき委託事業者候補を決定する。

ク 審査結果の通知

市長は、前項目の決定に基づき、全事業者に審査結果を通知する。

ケ 結果に関する問い合わせ

一次審査及び二次審査それぞれの審査の結果、選定されなかった事業者は、審査結果について指定した期日までに書面（電子メール可）にて説明を求めることができるものとする。

(3) 評価の視点（予定）

ア 業務実績

イ 業務実施体制

ウ 知識，理解度

エ 具体性，実現性

オ 妥当性

カ 意欲・熱意

キ 調布市の特性理解度

7 日程

日時	内容
平成31年 3月25日（月）	市ホームページ掲載（公募実施の告知）
3月25日（月）	実施要領配布開始※4月16日（火）正午まで 参加資格及び企画提案書作成に係る質問受付開始
4月1日（月）	参加申込及び企画提案書受付開始
4月9日（火） 正午まで	参加資格及び企画提案書作成に係る質問受付締切
4月10日（水）	質問に対する回答期限
4月16日（火） 正午まで	参加申込及び企画提案書受付締切
4月18日（木）	一次審査（参加資格を満たす5事業者以上からの 応募があった場合に実施）
4月19日（金）	事業者へ一次審査結果の通知

4月22日(月) 正午まで	二次審査でスクリーン等機材を使用する場合の環境部環境政策課への電話連絡期日
4月23日(火) 正午まで	一次審査結果に対する質疑締切
4月24日(水) 午前9時まで	二次審査でスクリーン等機材を使用する場合の環境部環境政策課へのデータ送信期日
4月24日(水)	一次審査結果に対する質疑回答
4月25日(木)	二次審査
4月26日(金)	事業者へ二次審査結果の通知
5月7日(火) 正午まで	二次審査結果に対する質疑締切
5月8日(水)	二次審査結果に対する質疑回答

8 参加の辞退

本件の参加申込後，参加を辞退する場合は，速やかに環境部環境政策課に電話連絡のうえ，「調布市環境基本計画及び調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定支援業務委託事業者候補選定プロポーザル参加辞退届（第5号様式）」を環境部環境政策課に持参又は郵送すること。この場合において，既に事業者から提出された書類等は，理由の如何に関わらず返却しない。

9 情報公開及び提供

(1) 基本方針

調布市情報公開条例（（平成11年調布市条例第19号）以下「公開条例」という。）に基づき，原則として市政情報を全部公開としていることから，プロポーザル実施に関する情報について，情報公開及び情報提供するものとする。

ただし，公開条例第7条第2号及び第3号により，個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることで，法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては，非公開とする。

(2) 情報提供の内容，方法等

本プロポーザルの募集内容，審査結果については，ホームページで公表する。ただし，候補順位が2位以下の事業者名は公表しない。

10 その他

(1) 提出書類等の取扱い

ア 事業者から提出された書類等は，理由の如何に関わらず返却しない。

イ 1事業者からの提案は，1提案とする。

ウ 市が指示した場合以外に，提出書類に関する追加・変更は認めない。

(2) 経費について

応募に際して要した費用は，事業者の負担とする。

(3) 契約・事業の実施について

ア 本事業は，調布市議会において，予算等の必要な事項が承認されることを前提とする。

イ 本プロポーザルは，当該業務の契約の相手方となる候補者を選定するものであり，委託契約の締結を担保するものではない。

ウ 本プロポーザルは，企画・提案能力のある候補事業者を選定するものであるため，候補事業者選定後に，双方の協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定めるものとする。

(4) 失格要件

事業者が次に掲げるいずれかに該当した場合には，本件の参加を無効とする。

ア 「4参加資格」に定める要件を満たしていない場合。また，参加資格の審査で，資格を有していることが認められた事業者が，その後，「4参加資格」に定める要件を満たさなくなった場合

イ 各提出物が，提出期限後に到達した場合。ただし，勘案すべき正当な理由があった場合は，この限りではない。

ウ 提出した書類に虚偽の記載があった場合

エ 事業者が応募時に提出した平成31(2019)年度及び平成32(2020)年度見積書について，平成31(2019)

年度予算上限額及び平成32(2020)年度予算要求予定額を上回っている場合

オ 談合その他の不正行為等，審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合

カ その他，公平かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(5) 統括責任者，主担当技術者のバックアップ体制

統括責任者，主担当技術者が事故等により本業務を遂行できなくなった場合に備え，本業務を継続して遂行できるための人員体制を，あらかじめ整えておくこと。

(6) 本件に関する事務は，環境部環境政策課で実施する。

11 問い合わせ先

調布市環境部環境政策課環境保全係（担当 倉林・関口）

※受付時間／午前9時から正午まで，午後1時から午後5時まで
（土曜，日曜及び祝日を除く。）

〒182-8511 調布市小島町2丁目35番地1 調布市役所8階

電話 042-481-7086

FAX 042-481-7550

Eメールアドレス kankyous@w2.city.chofu.tokyo.jp